

〔出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組〕

経営基盤の充実・強化

- ・平成20年度の賛助金収入は、経済不況の波などから賛助会員の一時脱会や口数の減少があり、前年度比2.4%減の18,030千円、会員数は前年度比1.3%減の821人となっているが、経費抑制に努めた結果、平成20年度正味財産増減額は2,105千円の増加となった。
- ・こうした状況の中、新規賛助会員を獲得するため、既加入賛助会員を通じた同業団体・個人への勧誘、また脱会防止のための会員へのFAX情報等サービスの充実に努めているところである。
- ・当法人は、企業や自治体における反社会的組織から寄せられる不当な要求に対する研修（不当要求防止責任者講習）を実施するとともに、暴力被害者が気軽に相談できる「駆け込み寺」的役割も期待されているところであり、当法人が県民総ぐるみでの暴力追放運動の中核的機能を担っていることなどを、広く県民、事業者にも周知し、新規賛助会員の獲得、維持に努め、経営基盤の充実・強化を図っていただきたい。

〔県の関与の適正化に向けた取組〕

財政的関与の見直し

- ・県の財政的関与は、企業や県、市町等の事業所における不当要求防止責任者に対する講習事業に係る委託のみである。平成20年度においても「不当要求防止責任者講習」を22回実施し、802人が受講修了しており、暴力団の不当行為が年々悪質巧妙化し、その対象も企業、行政、県民などあらゆる分野に広がる中、暴力団等からの不当要求への対応を教授する本講習会の重要性は依然として高く、今後とも継続して実施する必要がある。そのため、1次評価にもあるように、県からの委託料の増額を希望することは理解できるが、一方でそれほどまでに重要でかつ需要が見込まれるのであれば、引き続き賛助金収入を増加させるなど、自主財源を確保する法人としての自助努力が望まれるところである。

【公益法人制度改革への対応】

- ・公益法人制度改革への対応については、公益財団法人へ移行する方向であり、特定公益増進法人認定の更新日である平成22年12月26日までに移行を完了できるよう、現在、移行作業が行われているところであるが、他法人の模範となるべく、引き続き取組を進めていただきたい。
- ・なお、現行の理事、監事については、市町長等の公職にある者や全県的な各種団体の代表者などが就任しているが、新たな公益法人制度においては、法人における自己統治の確保の観点から、理事会、評議員会において、代理人出席や書面による議決権の行使ができなくなることを踏まえ、新たな制度下における理事等役員の人選には十分留意する必要がある。

〔総合的評価〕

- ・引き続き、暴力被害者が気軽に相談できる「駆け込み寺」として、迅速な対応等、相談者本位のサービス提供に努めるとともに、法人の取組を県民、事業者にも広く周知し、新規会員の獲得等による賛助金収入の増加に努め、経営基盤の充実・強化を図ること。
- ・今後とも、県民総ぐるみでの暴力団排除活動を推進するため、警察等関係機関と連携しながら、効率的・効果的な事業の推進に努めること。